

平成28年度社会福祉法人匠瑳市社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

私たちが暮らす匠瑳市は、おおよそ3人に1人は65歳以上の高齢者であるという超高齢社会を迎えている。（高齢化率 平成28年 1月現在31.2%）また、平成28年1月末の人口は、8,182人と前年度同月比で532人も減少した。加えて少子化、核家族化、独居高齢者の増加、若者の地元離れなどにより地域を支え合う力の低下が懸念されている。

昨年度より2025年問題（団塊世代が後期高齢者となる）を見据え、医療介護体制を一体で改革する医療・介護推進法や生活困窮者自立支援法が施行されてきた。これらの法改正の中で最終的に求められているのは、地域の繋がり、相互支援、助け合いと思われる。このような状況の中で、地域福祉の推進を担う匠瑳市社会福祉協議会の役割はいつそう重要になってきている。

ひとりひとり、ひとつひとつの課題に真摯に向き合い、会員である市民の皆様や行政等関係機関と連携し、この地域に暮らす皆様が、安心して暮らしていけるよう、課題の解決に取り組む。地域の繋がりを大事にする皆様と「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」のため、諸事業を積極的に遂行していく。

【重点目標】

○財務等における経費削減及び自主財源の確保

地域福祉を担う社会福祉協議会として、経営の安定を図るため経費の見直しを図るとともに、自主財源の確保についても積極的に取り組んでいく。

○福祉コミュニティの基盤作りの地区社協活動の活性化

地域福祉の基盤として、市内11地区に配置されている地区社協と市社協の連携を強め、一層の活動の活性化を図るとともに、地区の実情に合わせた活動の支援を継続的に行っていく。

○小規模多機能型居宅介護施設「紙ふうせん」の運営及び地域福祉の拠点の強化

地域密着型の施設としての特徴を生かし、利用者・家族・地域の方々の意見を取り入れた運営に努めるとともに、地域交流や情報発信、ボランティア活動等地域福祉の拠点となる様運営に努める。

○ボランティア活動を通じた地域福祉の推進

今後、一層の活躍が期待されるボランティアの育成や活動を助成する為、情報の発信やボランティアセンターの運営及びボランティアフェスタ等への協力を継続的に行う。

○日常生活自立支援事業の周知及び法令を遵守した運営

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方等が地域で安心して生活できるように、適切なサービス利用や金銭管理等を実施し、寄り添い型の相談体制の一環として「日常生活自立支援事業」を責任と透明性のある事業として運営に努める。

○生活困窮者自立支援事業・生活福祉資金貸付事業を活かした自立相談支援事業の実施

平成27年度よりスタートした生活困窮者自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業により、何らかの理由で自立した生活が出来なくなった世帯に対し伴走型の支援を行う事により、世帯が自立した生活を送れるよう促す。

○社会福祉推進委員の活動の推進

地域における「人材不足」の解決と活動の活性化を目標に、匝瑳市社協と11地区社協との協働により、新しい人材として選任された「社会福祉推進委員」を活用し、地区社協運営の活性化や災害時要援護者台帳の整備協力、要援護者の見守り等を基本とし、困りごとを抱えた方の発見の強化に努める。

○地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の実践

地域福祉活動計画も計画の施行2年目をむかえ、引き続き計画の推進を図るとともに計画3年目に予定されている計画の評価・計画の達成の確認に向けた段階となる。

計画策定の際多くの意見を頂戴できた、地域福祉座談会や地区社会福祉協議会の活動を通し、計画の成果の確認を行う。

事業名	目的	主な実施事項
法人運営ならびに連絡調整	法人の適切な運営と効果的な事業運営及び社協専門職の育成を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会の開催 (3回) 2. 監事会の開催(1回) 3. 評議員会の開催 (3回) 4. 財務、人事関係等のマネージメントの強化 5. 定款・諸規程の整備 6. 社協野栄支所の運営 7. 職員研修等の実施 ・コミュニティソーシャルワーカーの養成及び勉強会の開催 8. 組織基盤の強化 ・福祉人材不足の解消 9. 安全衛生活動の強化及び福利厚生の充実 10. 財務諸表・現況報告書の公表 11. 自主財源確保及び経費削減の見直し 12. 社会福祉士課程実習生の受入体制の整備
広報啓発事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう広報啓発活動を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社協広報紙「ほっとそうさ」の発行(2回) 2. 社協ホームページの更新管理 3. 社協活動紹介のパンフレット作成 4. マスコミへの情報提供
地域福祉事業	複雑化している社会問題を地域の方々からの声を基に分析し、課題解決に向け地域福祉計画に沿った地域福祉の推進を実施する。	<p>地域福祉活動計画の施行 (平成27年～平成31年の5ヶ年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを基本として関係各所と協働しニーズの収集の実施 ・地域課題の取りまとめ、抽出したニーズに沿った事業展開の検討 ・社会福祉推進委員制度の推進 ・権利擁護センター立ち上げの検討

地域福祉事業	<p>地域における地域課題の発見、対応、福祉コミュニティの形成のため地区社協と協働し、住民主体による地域福祉活動を推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協活動への支援 2. 地区社協会長会議の開催(年3回) 3. サテライトデイサービスの開催協力 <ul style="list-style-type: none"> ・社協職員等の派遣協力 ・活動保険への加入 4. ふれあいいいききサロンへの協力及び推進 5. 地区社協活動情報紙「おむすび」の発行(年3回)
	<p>多様化するボランティア活動へのニーズに応じ活動援助、情報提供等を行い、引き続き、市民のボランティア活動への参加を促進するため、講座や研修会を開催する。また、地域における高齢者、障害者等を守るために地域住民と協働し地域づくりを推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの運営 2. ボランティアに関する相談の受付 3. ボランティア傷害保険の加入 4. ボランティア連絡協議会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動助成金の交付 ・ボランティア情報紙「touch」の発行 5. ボランティア講座の開催 6. 災害 VC 立ち上げ・運営マニュアルの継続的な見直し 7. 災害ボランティアセンター立ち上げに向けての基盤強化、関係機関との連携強化、それに伴う実施訓練 8. 地域若者サポートステーションとの協働 9. ボランティアフェスタ2016開催への協力
	<p>在宅生活者の外出を側面的に支援し、地域福祉の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車いす貸出の管理・運営 2. 車いすの保全管理
	<p>ひとり暮らしの高齢者等が緊急入院する場合、民生委員や地域の方たちが速やかに対応できるよう支援を行う。</p>	<p>あんしん箱設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等へのあんしん箱設置 ・ひとり暮らし高齢者等への継続的な見守りと訪問活動への支援 ・あんしん箱利用状況の継続的把握 ・あんしん箱利用状況調査の実施 ・あんしん箱利用促進冊子の作成

地域福祉事業	障害者の社会参加の促進と地域生活支援のためノーマライゼーションの理念に基づく活動を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視覚障害者への声のサービス 2. 郵便物への点字添付サービス 3. 身体障害者福祉会への助成 4. 手をつなぐ育成会への助成
	福祉教育を通し児童生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育み、助け合いと連携の意識を養うことを目的とする。	<p>福祉教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒のボランティア活動支援 2. 体験教室へのボランティア講師派遣 3. 福祉教育に関する備品の貸出 4. 福祉教育に関する広報、情報提供 5. 福祉教育推進指定校及び福祉教育推進指定団体のパッケージ指定活動の推進
	関係機関と連携し、全ての児童の健全育成を目指す。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学級合同学習への助成 2. ことばの教室親の会への助成 3. 赤い羽根子どもの遊び場遊具補修 4. 子ども会育成連絡協議会助成 5. 交通遺児激励見舞金、勉学奨励金の支給
	地域福祉活動における人材不足を解消する新たな担い手として社会福祉推進委員を設置し、生活上の困りごとを抱えた方を早期に発見することにより、誰もが暮らしやすい地域づくりの推進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉推進委員研修会の実施(年1回) 2. 地区社協との合同研修の実施 3. 社会福祉推進委員活動の基盤構築の推進 4. 活動保険の加入 5. 困りごと相談における社協職員訪問の実施
	安心生活基盤構築事業を継続し地域で安心して暮らせる地域見守りネットワークと買い物支援体制の整備を目的に事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者登録の更新及び推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳様式の改訂 ・個人情報対策の強化 2. 災害時協力者の整備と日頃の見守り活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時協力者研修の推進 ・安否確認訓練実施の推進 ・地区別CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)基礎研修の開催 3. 宅配電話帳の配布 4. 宅配電話帳配布以外の買い物支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・宅配電話帳掲載店舗への状況調査 5. 自主財源確保への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり応援箱の推進 ・寄付つき自動販売機設置の推進 6. 買い物困難問題の調査の実施

<p>相談事業</p>	<p>市民の困りごと、心配ごとを解決し安心して地域生活が送れるよう相談所を開設する。</p> <p>また、複雑多様化する相談に対応するために総合的な相談体制の構築を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 弁護士無料法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ・隔週月曜日弁護士による法律相談(月2回) 2. 判断能力低下による金銭管理等の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 3. 介護に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 4. 生活福祉資金貸付相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 5. ボランティアに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 6. 生活に不安を抱えられている方の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設
<p>介護保険事業 指定居宅介護 支援事業</p>	<p>要介護者が適切なサービスを利用し自分らしい自立した生活を送れるよう支援するとともに、法令遵守に基づきサービスを提供する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定居宅介護支援事業所の運営 (相談業務、アセスメント、サービス担当者会議の開催、ケアプランの作成、モニタリング、評価、給付管理) 2. 地域包括支援センターとの連携及び研修会への参加 3. 週間ケアマネ定例会議の開催 4. 福祉専門職の地域出前活動による生活・福祉課題の把握 5. 民生委員、社会福祉推進委員と連携しケースの共有、課題解決に取り組む 6. 既存サービスでは充足されていない社会資源の開発(事例検討と関係機関と調整 年4回) 7. 困難なケースを社会全体の問題としてとらえ情報を共有し解決に向けて取り組む 8. 判断能力が十分でない利用者に対する権利擁護の啓発 9. 在宅におけるターミナルケアに際し、医療関係機関と連携を深める 10. 千葉県介護支援専門員研修事業への講師派遣

<p>介護保険事業 指定居宅介護 支援事業</p>	<p>要支援1・2の利用者の心身の状態維持、改善を目指した介護予防サービスの提供。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防支援事業所の運営 (相談業務、アセスメント、サービス担当者会議の開催、ケアプランの作成、モニタリング、評価、給付管理) 2. 地域包括支援センターとの連携及び研修会への参加 3. 週間ケアマネ定例会議の開催
<p>介護保険事業 指定訪問介護 事業</p>	<p>要支援、要介護者にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定訪問介護(予防)事業の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画の作成 ・ホームヘルパーの派遣 ・登録ヘルパーの確保、健康診断の実施 ・利用実績の管理 ・登録ヘルパーに対し全体及び個別研修の実施 2. 判断能力が十分でない利用者に対する権利擁護の啓発 3. 在宅におけるターミナルケアに際し、医療・関係機関と連携を深める <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応のための情報共有及び関係各所との連絡調整 ・医療知識・介護技術等の向上により質の高いサービス提供が出来るヘルパーの育成
<p>介護保険事業 指定居宅介護支 援事業</p>	<p>社協の介護保険サービスの利用者を対象に災害時の利用者支援を行う。</p>	<p>介護保険サービス利用者への要援護体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員への災害時の業務対応勉強会の実施 ・災害時備蓄品の拡充 ・災害時の安否確認体制の整備
<p>指定訪問介護 事業</p>	<p>介護保険サービスの利用者へのサービス向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例に対する社協職員の訪問活動の実施 ・サテライトデイサービス・いきいきサロンの開催協力
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス居宅介護・重度訪問介護事業</p>	<p>身体、知的、精神障害者にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供し、日常生活の維持向上を支援する。</p>	<p>ホームヘルパーの派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護計画書の作成 ・ホームヘルパーの派遣 ・利用実績の管理 ・同行援護(視覚障害者の外出支援) ・登録ヘルパーに対し全体及び個別研修の実施 ・登録ヘルパーへの健康診断の実施

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス同行援護事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障害者の外出を支援するためガイドヘルパーを派遣。</p>	<p>移動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの派遣 ・ガイドヘルパー月間予定表作成 ・ガイドヘルパーの確保 ・ガイドヘルパーの研修 ・利用実績の管理
<p>小規模多機能型居宅介護施設「紙ふうせん」の運営</p>	<p>介護が必要となった高齢者が、可能な限り住み慣れた環境の中で生活できるよう、365日・24時間の切れ目ないサービスを提供する事で、その在宅生活を支援すると共に、地域福祉の発信拠点となるべく開かれた環境づくりを行なう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「通い」「訪問」「宿泊」サービスの提供 ケアプランの作成、給付管理 2. 利用相談、介護相談の受付と情報の提供 3. 利用者、家族のさまざまなニーズに対応できるサービスの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間における送迎対応の実施 ・急な介護サービスにおける対応 ・利用者の方々にとって居心地が良い施設の改善 ・各業務担当の明確化 4. 地域福祉における拠点の強化 小中学生の職業体験受け入れによる福祉事業の紹介、ボランティアの活用と地域交流 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアの受け入れ ②地域におけるサロン活動への協力 ③紙ふうせん新聞による家族・地域への広報 ④家族との連絡帳の積極的活用 5. 運営推進会議の開催(年6回) <ul style="list-style-type: none"> ・紙ふうせん業務運営報告 ・紙ふうせんイベントへの参加協力 6. 利用者や家族に寄り添ったケアの実施のための研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加及び内部研修での報告 ・内部研修の実施 7. 災害時備蓄品の拡充及び管理、福祉避難所としての機能強化、津波災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線を用いた非常時通信訓練 ・津波災害を想定した初期対応訓練及び避難ルートの確認 8. 施設管理と防火対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難・防災訓練の実施 ・普通救命講座の開催

<p>生活困窮者 自立支援</p>	<p>生活困窮者に対して家計、就労などの相談支援を包括的・継続的に行うことで早期に困窮状態から脱却することで自立の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立相談支援事業の実施 2. 支援調整会議の開催 3. 生活困窮者支援についての関係者とのネットワークの構築 4. 内部・外部研修の実施 5. 生活困窮者自立支援事業の広報啓発 ・パンフレットの作成 6. (フードバンク事業)
<p>日常生活自立 支援事業 (権利擁護事業)</p>	<p>判断能力が十分でない高齢者や障害者を対象に、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域で安心して暮らせるよう支援する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービス利用援助 2. 財産管理サービス 3. 財産保全サービス 4. 弁護士、司法書士等紹介サービス 5. 日常生活自立支援事業の広報啓発 6. 市内医療機関・福祉施設等の関係機関との連携による相談関係の構築 7. 成年後見制度の周知活動 8. 生活支援員の確保及び利用者支援等に関する研修の開催 9. 利用者の情報共有及び相談体制構築における運営の透明性の確保 10. 千葉県後見支援センターとの連絡調整 11. 法人後見事業実施の検討
<p>生活福祉資金 貸付事業</p>	<p>低所得者、高齢者、身体障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を目的に貸付事業を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活福祉資金貸付 <ol style="list-style-type: none"> ①総合支援資金 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費 ②福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉費 ・緊急小口資金 ③教育支援費 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援費 ・修学支援費 ④不動産担保型生活資金 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保型生活資金 ・要保護向け不動産担保型生活資金 2. 貸付業務、償還指導 3. 千葉県社協及び行政、民生委員との連携

市受託事業	高齢者の自立生活を支援するため、匝瑳市の事業を受託し、地域福祉の推進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふれあいデイサービス 2. 生活管理指導員(ホームヘルパー)派遣
地域福祉フォーラム事業	地域内の様々な団体、組織、地域住民が一緒になって地域づくりに取り組むあり方や、取り組みについて話し合う地域福祉フォーラム事業に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本福祉フォーラムの実施 2. 地区社協を基盤とした小域福祉フォーラムの実施及び推進 3. 地域福祉フォーラム実施団体との協働 4. 地域福祉フォーラム研修会への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉フォーラムブロック別研修会 ・地域福祉フォーラムシンポジウム
共同募金事業	たすけあい精神の高揚と参加型社会福祉として、市民の善意を結集する赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同募金運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協会長会議での募金協力依頼 ・募金配分計画策定 ・配分結果報告 2. 歳末たすけあい募金運動 <ul style="list-style-type: none"> ・歳末見舞金配分対象者調査 ・歳末見舞金の配分 ・歳末たすけあい募金運動結果報告
シニアクラブ事業	高齢者の老後生活を健全で豊かにすることを目的に、自主的かつ中立的な組織として活動するシニアクラブの事務局を運営する事により、高齢者の心身の健康増進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. シニアクラブ連合会事務局の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市シニアクラブ連合会定例会開催(第3金曜日) ・会報「ほほえみ」発行 ・交通安全教室参加 ・環境美化運動、花植作業(春・秋) ・寿大学参加 ・特選演芸会共催 ・市シニアクラブ連合会グランドゴルフ大会 ・健康教室開催 ・女性委員会料理教室開催 ・敬老の友愛訪問 ・秋季スポーツ大会開催 ・県老連・海匠老連研修会等への参加
その他の事業		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法外援護 2. 災害見舞金支給 3. 遺族会への助成